

令和4年5月25日
県民文化部、健康福祉部、地域振興課

第23回「県と市町村との協議の場」について

1 日時及び場所

令和4年5月25日（水）15:30～17:15 県庁災害対策本部室
（防災テレビ会議システムを活用）

2 出席者

【県】知事、副知事、産業政策監、企画振興部長、県民文化部長、健康福祉部長
【市長会・町村会】会長、副会長、理事

《新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点踏まえた対応》

- 防災テレビ会議システムを活用して開催
市町村出席者は防災テレビ会議システムにて参加
※会議を館内共聴で映像配信し、主たる出席者以外は自所属にて視聴

3 内容

(1) 意見交換 15:35～16:45

【テーマ】

- ・ 犯罪被害者等支援の充実に向けた連携強化について

（県民文化部）

- ・ 障がいのある人もない人も共に生きる長野県づくりについて

（健康福祉部）

(2) 報告 16:45～16:55

- ・ 自治体の広域連携について（企画振興部）

(3) その他 16:55～17:15

- ・ 長野県価格高騰緊急対策 骨子（案）について
- ・ 同性パートナーシップ制度について

4 閉会

【テーマ】 犯罪被害者等支援の充実に向けた連携強化について

■ 趣旨

犯罪被害者等支援の必要性を共有し、県と市町村が連携強化して取り組む施策と体制の整備について意見交換を行う。

■ 県の説明

- 犯罪被害者等支援の必要性と「犯罪被害者等基本法」に基づく地方公共団体の責務
- 国・県・市町村の役割/県の取組について
- 相互に連携を図りながら協力する体制づくりについて
- 支援施策について
- 市町村条例について

■ 意見交換の論点

- 相互に連携を図りながら協力する体制づくりについて
- 居住支援、日常生活支援、経済的負担の軽減のための施策の導入について
- 市町村における条例の制定に向けた検討について

《確認事項の方向性》

- ・➤犯罪被害者等への適切な支援ができるよう、相互に連携を図りながら協力する体制づくりを進める。

【テーマ】 障がいのある人もない人も共に生きる長野県づくりについて

■ 趣旨

「障がいのある人もない人も共に生きる長野県づくり条例」（以下、「条例」という。）が令和4年4月1日に一部施行された。10月1日には、事業者における合理的配慮の義務化など全面施行となる。

県と市町村が連携して、県民や事業者に共生社会の理念を浸透させるための効果的な取組について意見交換を実施する。

■ 県の説明

- 条例の概要
- 県の取組状況と市町村へのお願い

■ 意見交換の論点

共生社会の実現に向けた取組について

- ① 情報保障
- ② 就労機会の確保
- ③ 災害への対応

■ 確認事項の方向性

共生社会の実現を目指し、県と市町村が連携して、共生社会の理念の浸透や合理的配慮の推進等を図る。